

# 市民活動助成基金申請の手引き

2010年度  
10万円コース



生活協同組合パルシステム東京

<http://www.palsystem-tokyo.coop/>

# パルシステム東京市民活動助成基金とは

組合員が商品やサービスを利用することでうまれた剰余金をもとに誰もが安心して暮らしていける社会と地球環境をめざす市民活動へ助成するしくみです。

## 助成の目的

- ・ 生活協同組合パルシステム東京の組織を越えた自主的な市民活動を資金面で支援する制度です。
- ・ 生活協同組合パルシステム東京と市民活動とのネットワークを広げることを通じて、よりよい地域社会作りに貢献することを目的とします。

## 募集要項

### 1. 対象となる団体・活動・用途

助成の対象となる団体についての基準は以下とします。

- (1) 東京都を主たる活動エリアとし、活動している又は活動を予定している市民団体であること。
- (2) 団体の規模及び法人格の有無は問いません。但し、営利団体、宗教団体、趣味等に関する団体及び政治団体は除きます。

### 2. 助成金総額と上限金額

2010年度助成金総額は500万円です。

個別助成額には上限50万円・10万円の2つのコースがあります。

※50万円コースは別の手引きになります。ご注意ください!

### 3. 対象となる事業活動の実施期間

2010年4月1日以降に開始し、2011年3月31日までに完了することを原則とします。

### 4. 助成金の申請受付期間

助成金の申請受付期間は、7月1日～7月31日です。

※2010年7月31日(土)17:00・事務所必着になります。

17:00以降についたものは理由の如何に問わず対象外となります。

期日に余裕を持ってお申し込みください。

(事務所への直接の持ち込みは不可)

### 5. 対象となる経費

助成金用途目的に関わる基準は、以下とします。

- (1) 事業立ち上げに要する費用も対象となります。
- (2) 活動・事業に要する運営費用の一部。  
(通信費、旅費交通費、使用料及び賃借料等)
- (3) 目的をもった物品の購入費用の全額又は一部。

(領収証の日付は2010年4月1日から2011年3月31日まで。)

項目は以下のとおりです。用途には算出根拠がわかるようにしてください。  
審査の際必要となりますので、カタログ・見積書などを添付してください。

項目	用途
講師料	講師への謝礼など
旅費交通費	公共交通機関・タクシー・駐車場代・ガソリン代など
使用料及び賃借料	会場費など
事務所維持費	家賃・光熱費など
備品購入費	パソコン・PC周辺機器など
印刷製本費	印刷・製本・デザイン料など
消耗品費	紙・インク・文具など
人件費	職員人件費・アルバイト代など
通信費	切手・プロバイダー使用料など
運搬費	宅配便代など
その他	上記にあてはまらないもの

### 領収証についてご注意

- ① 原則原本を提出していただきます。  
団体での保管などが必要な場合には確認後返却します。
- ② 必ず「団体名」が宛先として明記されている領収証をご提出下さい。(日本郵便を除く)
- ③ 金額の多少に関わらず、申請内容について関わるものは全て提出していただきます。
- ④ レシートは領収証の扱いにはなりません。
- ⑤ 領収証の日付は事業年度内(2010年4月1日から2011年3月31日)のものに限ります。

## 6. 申請書入手方法

- 申請書用紙はパルシステム東京ホームページからダウンロードできます。  
パルシステム東京ホームページ <http://www.palsystem-tokyo.coop/>  
⇒「パルシステム東京 市民活動助成基金」で検索してください。
- 申請用紙は郵送でお送りすることも可能です。  
電話での申し込みは受け付けておりません。専用の「申込用紙」をFAX・郵送でお送りします。電話・FAXでご請求ください。

## 7. 申請書提出方法

専用の申請書に、必要事項を記入し、簡易書留、レターパック 500、ゆうパック、宅配便にてお送りください。(第三者による受取確認ができる方法)

事務所への直接持ち込みは不可です

## 8. 選考について

選考方法：パルシステム東京の理念とビジョンに合致しているかをふまえ、以下の内容を総合的に判断します。

社会貢献性	申請された事業は社会のニーズがあるかどうか 申請された事業の効果が期待できるか
新規性・先駆性	申請された事業が特長のある活動なのか 申請された事業が今後のモデルとなりうるか（波及効果）
遂行能力	申請された団体は組織的合理的運営ができているか 申請された団体の活動内容や会計報告が透明性があるか
継続性・発展性	この助成が、団体または申請された事業の今後の継続・発展に寄与するかどうか
自立性	この助成が今後の自立的な活動を支えるかどうか
提案内容・実施内容の妥当性	申請事業の可能性及び内容の妥当性かどうか

## 9. 注意事項

- ①事業開始日は2010年4月1日以降となります。
- ②適切な事務手続きが行われていない場合、助成金の返還を求める場合もあります。
- ③助成金を活用している旨の記載をチラシ・パンフレット・作成物に明記してください。  
表記文などについては事務局まで必ずご連絡ください。
- ④活動報告及び会計報告のまとめはパルシステム東京理事会に報告します。
- ⑤活動の状況はパルシステム東京のホームページに発表します。

## 10. 申請書の提出先・お問い合わせ・連絡先

申請書の提出・申請に関するご相談、ご質問は、パルシステム東京までお願いします。

**※7月31日（土）には対応できませんのでご注意ください。**

住所：〒160-8512 東京都新宿区四谷4-28-8PAL Tビル8F 組合員活動コールセンター

TEL：03-5363-2269（平日10時から17時）

FAX：03-4570-5699

電子メール：paltokyo-call@pal.or.jp

# 年間スケジュール

【2010年】		
①	7月1日(木)	成果報告会への参加(任意)
②	7月1~31日	申請書配付と受付期間 締切日:7月31日(土)17:00 事務所・必着 申請書はホームページからダウンロードできます。 ※「申請書の配付と受付方法」参照
③	8月	運営委員会による書類選考 資料の請求や問い合わせをさせていただきます場合があります。 詳細を確認する場合には、パルシステム東京新宿本部にきていただく場合があります。
④	9月中旬	助成団体の決定 結果は「本助成金担当者」へ直接郵送でお知らせします。
⑤	10月初旬	助成金の伝達式への参加(任意) 誓約書、必要書類の提出(必須) 伝達式に出席されない方は郵送で誓約書と必要書類の提出をお願いします。 ※「本助成金担当者」の方のメールアドレスを「メールニュース」の配布リストに登録させていただきます。(事務局より情報を発信させていただきます。不定期配信。)
⑥	10月末日	助成金の入金 指定された口座へ振り込みます。 ※ 申請内容の変更などが生じた場合には必ず事務局までご連絡ください。変更の内容を運営委員会で協議し検討させていただきます。
⑦	11月から	運営委員が訪問し、活動内容を確認させていただく場合があります。 (1月末までの間、1団体1~2回程度) 助成金が確実に適切に使われているかを確認し、組合員に報告します。
【2011年】		
⑧	3月31日(木)	申請事業の終了
⑨	4月28日(木)	活動・会計報告書の提出期限 ※報告書の書き方など不明な点は事務局まで早めにお問合せください。
⑩	6月中旬	成果報告会に向けて報告書の作成 報告用展示物またはパワーポイント等の作成をお願いします。
⑪	7月1日(金) (予定)	成果報告会にて助成団体として発表(必須) 5分程度で成果報告をお願いします。 例年7月1日ですが曜日によっては変更になる場合があります。